

## 商品化権をめぐる著作権法と意匠法との交錯 - 英国法の歴史からわが国を見る -

はじめに

- 1 . 1911 年著作権法下の状況
    - 1.1 1911 年法の影響
    - 1.2 1911 年法 22 条と 1932 年デザイン規則 92 条  
1949 年著作権（工業デザイン）規則 2 条
    - 1.3 1949 年登録デザイン法との関係
  - 2 . 「ポパイ事件」の貴族院判決（1941 年）
    - 2.1 事件の概要
    - 2.2 事件の背景
    - 2.3 事件の争点
      - (1) 「ポパイ」のどの絵（選ばれた 55 枚）を複製したか（事実問題）
      - (2) 著作権の効力はデザインに及ぶか（法律問題）
  - 3 . グレゴリー勸告（1952 年）
  - 4 . 1956 年著作権法 10 条（著作権の効力の制限）
  - 5 . 1968 年デザイン著作権法（Design Copyright Act）
  - 6 . 1988 年著作権デザイン特許法（CDPA）52 条  
- ベルヌ条約パリアクト 7 条 4 項との関係
  - 7 . わが国著作権法改正への影響  
- 著作権制度審議会昭和 41 年答申（第 1 案について）
- むすび

はじめに

著作権法が保護の対象とする「美術の著作物」と意匠法が保護の対象とする「意匠（インダストリアルデザイン）」との間には、自律性と他律性による美の表現形式の違いは認められても、広義の美の表現という本質に違いは認められないものであることは、長年考察してきたところである。したがって、本質的に違いのない二つの表現物には、美術の著作物であると同時に意匠でもあると認められる作品が多数存在する。

そこで、われわれは、一つの作品をめくり著作権法と意匠法による交錯問題について、この分野において多くの経験と研究を積み重ね、立法化に確実に結びつけてきた英国について、その歴史的足跡をたどってみたいと思う。そして、これはとりもなおさず、英国においては、両法領域にまたがって揺れ動いてきた商品化権問題の歴史でもある。

交錯問題を考えるときに最も重要かつ困難な問題は、美術の著作物の物品利用後の法的保護のあり方である。この問題に対する英国の考え方の変遷は、次のように整理することができる。

- (1) 1911 年著作権法前
- (2) 1911 年著作権法
- (3) 1949 年登録デザイン法
- (4) 1952 年グレゴリー勧告
- (5) 1556 年著作権法の制定
- (6) 1962 年ジョンストン勧告
- (7) 1968 年デザイン著作権法の制定
- (8) 1977 年フィットフォード勧告
- (9) 1981 年政府諮問書（第 1 グリーンペーパー）
- (10) 1983 年政府報告書（第 2 グリーンペーパー）
- (11) 1986 年政府報告書（ホワイトペーパー）
- (12) 1988 年著作権デザイン特許法（CDPA）

## 1. 1911年著作権法下の状況

### 1.1 1911年法の影響

1911年著作権法前の状況に比べて、工業的美術の著作権とその他の美術の著作権との重複は、1911年法の成立によって大幅に増加した。

第1に、「彫刻作品」はすべて、著作権法と1907年特許・デザイン法との両者にまたがって保護されることになった。

第2に、1911年法は、「美術工芸品」と「建築物」を含むと規定された。美術工芸品のすべてと建築物のうちのあるものは、1907年特許・デザイン法の「デザイン」に属したと思われるし、1949年登録デザイン法によっても「デザイン」であるとみられたと思われる。

第3に、1911年著作権法では、美術的著作権の範囲は著作権のある作品を「どのような素材の形 (in any material form)」で実施した場合にも及ぶと拡大された(1条2項)。この結果、1911年法以前ならば、例えばスプーンのような物品の図面は、美術著作権法による図面として、著作権は、図画という形でその作品が複製された場合のみに侵害となつたし、特許デザイン法によるデザイン権は、具体的な物品、即ちスプーンが実施されてはじめて侵害が成立した。しかし、1911年法以後は、工業的製品の製作に図面が利用される場合は、単に特許デザイン法によるデザイン権の侵害であるのみならず、著作権法による美術的著作権の侵害でもあることになった。

### 1.2 1911年法22条と1932年デザイン規則92条

1911年法は、美術的著作権とデザイン権(工業的著作権)との重複保護を認めたため、これによる影響を調整する必要があったことから特別規定を設けた。22条がそれである。

(a) 本法は、1907年特許デザイン法によって登録可能なものであっても、いかなる工業的手段によって量産のためのモデルや模様として使用されない、または使用される意図のないデザイン以外には適用しない。(註・意図のあるものには適用しない。)

(b) 1907年特許デザイン法86条による総則は、あるデザインが前項に述べたような目的に使用されているとみられる条件を決定するために使用されることができる。

この 22 条の趣旨にしたがって制定された、1932 年デザイン規則 (Designs Rules, 1932) 92 条は、その後、1949 年著作権 (工業デザイン) 規則の 2 条となったが、次のように規定する。

デザインは、次の場合には、1911 年著作権法 22 条の意味する工業的手段により量産のためのモデルや模様として使用されるものとみなす。

1) もしそのデザインが、実施されまたは実施される意図があるすべての物品が、1949 年登録デザイン法 44 条(1)に定められている一組の物品を構成しているものでない場合に、そのデザインが 50 個を超える物品として実施されまたは実施される意図がある場合。

2) そのデザインが、(イ)印刷された壁紙、(ロ)長さまたは反物として製造・販売されるカーペット、床布、油布、(ハ)長さまたは反物として製造・販売される織物の反物品または織物品、(ニ)手作りでないレース、に用いられる場合。

この「工業デザイン規則」によって明らかのように、1)ある美術作品がデザインとして 1907 年特許デザイン法による登録が可能であり、50 個以上の個別物品として(セットの場合を除く)実施されるかまたは実施の意図があるか、あるいは 2)にあげられている素材のいずれかに実施されることになっていれば、その作品は 1911 年著作権法によってはどのような保護も受けられないとした。このような作品の唯一の保護は、1907 年特許デザイン法によるデザインとしての登録を受けることだけであった。

したがって、そのデザインを 50 個を超えない物品として実施する意図がない場合にだけ、著作権法が適用された。

### 1.3 1949 年登録デザイン法との関係

1949 年登録デザイン法は 1 条(4)で、「文学的または美術的性格を有する物品のためのデザイン」は、登録デザイン法に基づく登録から除外するとの規則を、商務省が設けることができると規定した。そこで、1949 年デザイン規則 (The Designs Rules, 1949) の 26 条は、次のような物品はデザインとして登録することから除外すると規定した。

(a) あらゆる工業的手段による量産のために、モデルまたは模様として使用されるか、

または使用される意図のある鋳型やモデル以外の彫刻品。

(b) 壁にかける額、メダル。

(c) 主に文学的または美術的性格をもった印刷物。この中には、本のカバー、カレンダー、証書、クーポン、洋裁の型、挨拶状、リーフレット、地図、設計図、葉書、切手、商業広告、商業用紙、土地転写画 (lands transfers) などが含まれる。

著作権法 22 条において起こった第 1 の疑問は、デザインの利用・実施またはその意図によって、著作権法が適用されないとみられる人物は誰かということ、第 2 の疑問は、このようなデザインの利用・実施またはその意図が考慮される時期はいつかということである。

これらの問題は、後に有名になった後記「ポパイ」事件 (1941) の貴族院 (House of Lords) 判決によって一つの答えが出された。第 1 の人物とは、デザインの作者であり、第 2 の時期とは、デザインの創作時であると判断されたのである。

## 2. 「ポパイ」事件の貴族院判決 (1941 年)

“ King Features Syndicate Incorporated and Frank Cecil Betts, the personal representative of Elizie Chrisler Segar, deceased, v. O. & M. Kleeman Ltd. ”

この事件の主演は “Pop-Eye” として知られているフィクショナル・キャラクターであり、“Popeye the Sailor” として知られている「船乗りポパイ」のキャラクターが最初に世界に登場したのは、1929 年 1 月 17 日付 New York Evening Journal という新聞の 5 連一組の連載漫画 “THE THIMBLE THEATER” の中であつた。同紙の各号はニューヨークでの発行と同時にカナダでも公けに発売された。(カナダにおける漫画の発行は、同時にイギリスにおける著作権を取得した。)

作者は、エリジー・クライスラー・シーガー (Elizie Chrisler Segar) である。



## 2.1 事件の概要

- (1) 著作権侵害訴訟である。
- (2) その著名な漫画のかたち (feature) は、工業的手段により量産することを意図されかつ特許デザイン法によってデザインとして登録されることができる立体モデルのかたち (form) に、著作権者の許諾を得て複製 (reproduce) されるのである。
- (3) 類似の立体モデルが、被告によって無許諾で製造、輸入、販売された。
- (4) このようなモデルに著作権の効力は及ぶか。
- (5) (第一審) 原告勝訴

- (6) (第二審) 被告勝訴
- (7) (第三審) 原告勝訴
- (8) 1911 年著作権法 22 条
- (9) 1907 年・1939 年特許デザイン法 (Patents and Designs Act) 19 条
- (10) この訴訟事件は、「船乗りポパイ Popeye the Sailor」として知られている著名な漫画の登場人物 (the prominent feature was a comic figure) を描いたいくつかの図画 (drawings) についての著作権侵害に関するものであった。

第一審 (Simonds 判事) は原告勝訴の判決をしたが、第二審の控訴院では多数決で被告勝訴となった (Luxmore 首席判事は反対, Scott 判事と Clauson 判事は賛成)。

## 2.2 事件の背景

この事件の原告は、「船乗りポパイ Popeye the Sailor」漫画の登場人物を描いた多数の図画 (drawings) の著作権者であり、被告はポパイの絵を形取ったブローチと人形を製造、輸入、販売した会社である。原告は、すでに第三者に対して、ポパイの像 (figure) をブローチ、石膏又は粘土製の人形、機械的な玩具に、それぞれ 50 個以上を生産する意図で複製する許諾を与えていた。しかし、このデザインは、1907 年および 1919 年の特許デザイン法に基く登録はなされていなかった。訴えられた侵害物は図画 (drawings) についてのものであり、依拠する法律は 1911 年著作権法であった。この訴訟で、原告は何千というすでに発表された漫画の中から、1929 年 1 月 17 日から 1937 年 1 月 16 日までの間に発表された 55 連の漫画を選び、この図画の中から著作権侵害を証明できなければ、侵害は成立しないことに同意した。

## 2.3 事件の争点

被告側は、頭初から、ブローチも人形も問題の図画の具体的な複製ではないから侵害にはならないと主張していた。これに対して第一審では、ブローチと人形の両方について原告に救済を与えた。第二審は、ブローチについては図画の複製ではないと判断し、また人形については図画のうちの特定の 1 枚の複製とはいえても、この著作権は 1911 年

著作権法第 22 条が適用される結果として失われていると多数決で判決した。

このように、この「ポパイ」事件においては争点が 2 つあった。第 1 に被告が輸入販売したブローチ、人形及び機械玩具が、選ばれた 55 枚の漫画中のポパイの絵のどれを具体的なかたちに複製 (reproduce) したものが、第 2 に 1911 年著作権法 22 条の規定が原告の著作権の行使に対して不利になるのか、であった。

(1) 「ポパイ」のどの絵 (選ばれた 55 枚から) を複製したか (事実問題)

キローウエンのラッセル議員は、最初に発表された漫画の第 3 番図について、その重要部分がブローチに複製されていると考えることを述べるだけで十分である、ブローチの像には第 3 番図にあるポパイの著しい特徴、すなわち船員帽、鼻、顎、口、ふくれた腕、だぶだぶのズボン、長い足が複製されており、これが第 3 番図の重要部分の複製にあたる、と述べ、さらに、問題の図画とブローチとを比較してみると、ブローチの像はこの図画から直接又は間接にコピーしたものであると強く推測できる、と述べた。

(2) 著作権の効力はデザインに及ぶか (法律問題)

「ポパイ」の絵を形取ったブローチや人形や機械玩具が、その絵からの複製であると認めた貴族院の各議員は、次にこの事件の主要でかつ重要な問題について考えた。それは、控訴院で原告敗訴を招来した著作権法 22 条の規定である。

控訴院では多数決ではあったが第一審判決を破棄し、たとえ被告のコピー行為が侵害にあたるとしても、原告は 22 条によって、これがなければ得られたかも知れない救済を受けることができなくなると述べている。被告は控訴院の見解を満足して受入れて、人形やブローチがスケッチの具体的形式での複製ではないとの主張は引いたためである。

ここで、この事件当時の英国における 2 つの権利の違いを一瞥しておこう。

1911 年著作権法にもとづく著作権は、登録を要せず作品が発表されると同時に発生し、その保護の期間は作者の生存間および死後 50 年間である。これに対して、特許デザイン法にもとづく独占権は、この法律による登録を行ってはじめて取得できるし、出願前に英国内で発表されたことのない新規で独創的なデザインでなければならない (49 条)。この独占権は、登録された分類の物品にそのデザインを応用 (applied) した場合にのみ



効力があり、この分類は 15 区分ある。登録権者の許諾又は同意書なしに「販売を目的として意匠が登録されている分野に属する物品に、その意匠又は詐欺的な模倣若しくは明白な模倣を利用すること」は、不法行為である。

「コピー」という語の普通の意味では、何人でも登録デザインをコピーすることができるから、販売を目的にさえしなければ、デザイン登録のある分野の物品にそのデザインを利用することができる。また、登録されている分類に属さない物品ならば、販売を目的としてそのデザインを利用することができる。禁止されているのは、登録権者の許諾又は同意書なしに、登録されている分類に属する物品に販売を目的として登録デザインを利用することである。デザインの独占権は登録日（出願日）から最大限 15 年間である。

このように保護方法に違いのある 2 つの法律の適用関係は、モーム議員によれば、1911 年著作権法が制定され、各著作権者に「いかなる具体的形式に」その作品を複製（reproduce）する権利が与えられた時点では、同時に新規な又は独創的な未発表のデザインの創作者が 1907 年特許デザイン法により登録するならば与えられる権利とともに、そのデザインの図画について創作者の生涯と死後 50 年間という非常に拡大された権利を与えることは、立法の意図ではなかったと解されている。したがって、1911 年法 22 条の主目的は、このような結果にならないように、登録のできるデザインの創作者が、それを工業的に使用する意図があるならば、1907 年特許デザイン法によって与えられる権利以外の権利をもたないようにすることであった。しかし、22 条の規定がこれ以上の効力をもつことも考えられるので、この可能性について考えた。

第 22 条は、われわれが普通に読んでもわかりにくい規定である。ロウマー議員は、この規定を「これは奇妙なほど悪文の規定である」と述べている。これについて、モーム議員は、22 条 1 項は、次のように書き換えれば少しはわかり易くなるだろうと述べている。

「この法律は、1907 年特許デザイン法にもとづく登録ができる意匠で、いかなる工業的手段による量産のためのモデル又はパターンとしても使用されない若しくは使用される意図のないデザインに適用される。したがって、この法律は、1907 年特許デザイン法

にもとづく登録ができるデザインには適用されない。」

そこで問題は、誰れによって使用されないのか、またそれはどの時点でのことか、そして、それを使用する意図をもたないのは誰れか、さらに、意図をもっているべきでないのはどの時点であるのかである。これについてモーム議員は、この人物は創作者のことであり、この時点とはデザインが創作された時であることを疑うことができない、と述べている。

しかし、この問題について控訴院の多数は、この規定が流動的な効力を有するものであり、登録可能なデザインの創作者が、それをモデル又はパターンとして使用しない又は使用する意図がないならば、1911年法にもとづく著作権を取得することができるが、さらに何年も経過した後でも、創作者又はその許諾を得た者が、モデル又はパターンとしてそのデザインを使用し又は使用する意図をもったならば第22条が適用され、その結果、1911年法はそのデザイン又はそのもとになった図画を保護しなくなるとの見解をとった。

### 3. 1952年グレゴリー勧告（1952年）

1952年10月に発表された著作権法の改正に関する「グレゴリー勧告」（Report of the Copyright Committee）は、1911年著作権法22条が、創作者の意図によって、著作権かデザイン権かのボーダーラインを決めていることは不十分であるとして、同条項の廃止を勧告した。

勧告書は、作者の意図だけで著作権法のもとで長期間（作者の死後50年間も）保護されることは、多くのデザインが最高15年間しか保護されていないのに比して不公平である、と指摘した。

グレゴリー委員会は、美術著作権と工業デザインとの間の境界線について次のように勧告している。

(1) 美術の著作権は、作者の最初の意図にかかわらず、独創的な美術作品のすべての作品に与えられかつ存続されるべきである。

(2) 著作権は、その美術作品をコピーすること、及び条件付きで他の「どのような素材

のかたち」に実施することに対しても保護されるべきである。

(3) 著作権者は、もし美術作品を工業的に利用しかつその登録を受けることを望むならば、その作品を以前公表したということによる無効性から救われるべきである。登録後は、著作権法による保護は、登録された物品のデザインについては及ばないとする。

(4) 登録の消滅後は、登録デザインおよび関連デザインは一般利用の可能なものになるべきである。

(5) もし著作権者が、登録なしに美術作品を工業デザインとして利用するならば、著作権法による保護は、デザインおよび関連デザインを利用した物品については終了すべきである。しかし、オリジナル作品は著作権法の下でそれをコピーすることに対しては保護を受けることができる。

#### 4. 1956年著作権法第10条（著作権の効力の制限）

4.1 このようなグレゴリー勧告に基づいて、1911年法22条は廃止され、1956年著作権法の10条および44条が制定された。特に、グレゴリー勧告の前記サマリー中、(3)及び(5)は重要である。

1956年法の10条は、次のように規定する。

(1) ある美術作品に著作権があり、かつこれと一致するデザインが、1949年登録デザイン法によって登録されているときは、次のような行為をすることは、その著作権の侵害とならない。

(a) 1949年法に基づいて登録されたデザイン権(the copyright in industrial design)の存続期間中に、そのデザイン権の範囲に属する行為をすること。

(b) デザイン権が消滅した後に、そのデザイン権が存続している間にその行為がなされたならば、すべての類似のデザインおよび物品に及ぶデザイン権の範囲に属したであろう行為をすること。

もっともこの1項の適用は、本法第一付帯条項に該当する場合（そのデザイン登録が虚偽でない正当な著作権者によってなされている場合・筆者注）であることを条件とする。

(2) ある美術作品に著作権があり、

(a) これと一致するデザインが、その作品の著作権者によって、またはその許諾を得た者によって、工業的に利用され、かつ

(b) その物品が、賃貸、あるいは販売もしくは賃貸のために提供され、かつ

(c) その物品が、(b)の状態になった時点で、そのデザインが 1949 年法に基づく登録がなされていない場合には、次項の規定に従うことを条件に著作権の侵害とはならない。

(3)(a) 15 年の相当期間中に、前記の販売・賃貸などの行為がなされる直前に、そのデザインが登録されていたとすれば、すべての相当物品について、そのデザインがもつデザイン権の範囲に属したであろう行為をすること。

(b) 15 年間の相当期間満了後は、前記の販売・賃貸などの行為がなされる直前に、そのデザインが登録されていたとすれば、すべての類似のデザインと物品に及んだであろう デザイン権の範囲に属したであろう行為をすること。

(4) 本条の(2)および(3)において、物品の販売、賃貸などの行為が行なわれる時にその物品のデザインが 1949 年法 1 条(4)に定められる規定によって登録を受けられないものについては考慮しない。(この 1 条(4)とは主に文学的または美術的性格を有する物品のデザインの除外に関する規定である。)

(5) 1949 年法 36 条に基づく規則作成についての商務省の権限には、本条に関し、あるデザインが工業的に利用されるとみられる状況を決定する規則をつくる権限が含まれている。

(6) 本条でデザイン権の範囲とは、1949 年法 7 条によって、そのデザインの登録所有権者が所有する独占権を行使することができるすべての行為を集合したものをいう。また、すべての類似のデザインと物品に及ぶデザイン権の範囲とは、1949 年法 7 条によって、次に述べる場合に登録所有権者が独占権をもつであろうあらゆる行為を集合したものをいう。

1) そのデザインが登録された時に、それと同時に、そのデザインの特徴を変えたりその同一性に実質的な影響を及ぼしたりしない程度の変化を加えた装飾や変形からなる、あらゆる可能なデザインが登録され、前記デザインの所有権者がこの類似のデザイン

の所有権者として登録されている場合。

2) 元のデザイン及び1)で述べたようなその他のデザインが、それらを利用できるすべての物品に登録されている場合。

(7) 本条で、美術作品に「一致するデザイン (corresponding design)」とは、物品に利用されたときにその作品の実施 (reproduction) となるデザインのことである。

4.2 この10条の1項から3項までの内容を簡潔に解説すると、次のようになる。

1)(a) 美術作品をデザインとして物品に使い、その販売等の実施行為があったとき、著作権と同時に登録デザイン権がある場合。

登録デザイン権による保護だけ。

著作権による保護なし。

(b) 著作権はあるが、登録デザイン権が消滅した場合

登録デザイン権による保護なし。

著作権による保護なし。

2)(a) 美術作品について著作権はあるが、登録デザイン権はなく、デザインとして物品に使い、その販売等の実施行為の日から15年間中の場合。

登録デザイン権による保護なし。

著作権による保護なし。

(b) 著作権はあるが、登録デザイン権はなく、デザインとして物品に使い、その実施行為の日から15年間経過後の場合。

登録デザイン権による保護なし。

著作権による保護なし。

いずれの場合においても、第三者によるデザイン物品の販売等の実施行為に対しては、美術の著作権の効力は及ばない。

10条に規定する「工業的に利用される (applied industrially)」とは、1911年法22条に規定した「工業的量产 (industrial multiplication)」と同じ意味をもち、50個を超える物品に利用することによって、または長さや反物で作られる物品に利用される場

合に適用される。

4.3 この規定によって明らかになったように、美術作品の著作権者が有する権利は、もはやその作品創作時の作者の意図に左右されるものではなくなった。1956年法10条は、美術作品の著作権に対し、その行使の方向によっては、著作権の効力の及ぶ限界を認めた規定である。

したがって、1911年法による著作権に基づいて、それまで物品に漫画のキャラクターを利用する権限を製造業者に与えて使用料を受け取っていた著作権者は、1956年法の施行日（1957年6月1日）以後はそれができなくなった。そして、そのキャラクターを各物品についてのデザインとして1949年法による登録を受けていなければ、もはや何らの権利もないから、使用料の請求は全くできなくなったのである。

4.4 1957年6月1日以後に創作された美術作品の著作権者は、もはや、その著作権によって産業界を支配することはできなくなった。そして、著作権者が開拓を望む各物品の分野について、登録を行なうことが必要になった。それは、一物品についての登録出願が行なわれていればその立場は守られ、その後発展させようと意図する分野について、登録出願を拡大していけばよいことになった。

1956年著作権法施行後、10条をめぐる訴訟事件はほとんどない、と「ジョンストン・レポート（1962）」は報告している。この委員会は、工業デザインをめぐるあらゆる問題を審議して1962年8月に勧告書を発表した。

しかし、ウォルト・ディズニー・プロダクションだけは、1956年法の施行前から強く反対していた。同社の説明によれば、「ミッキー・マウス」をはじめとする多くの漫画キャラクターは、最初は美術作品であり、著作権の素材（すなわち映画）としての使用を意図したものである。もしキャラクターが有名になると、大部分子供たちからではあるが、そのキャラクターを物品に使用する要求が出てくる。米国において、同社がこの要求に応じなかった時には大規模な侵害問題が起こったことがあったという。したがって、むしろ広範囲の物品にわたってキャラクターの使用許諾を与えたほうがよいとい

うことになった。これは利益をもたらす商業的利用である。

しかし、キャラクターは商業的利用を目的に創作されるのではない。キャラクターが有名になった時にそうなるだけである。使用許諾によって得る収入は、同社の全収入からみればごく僅かなものである。しかし、物品へのキャラクターの利用はキャラクターに対する興味を一層増し、映画に顧客を引きつけるより大きな効果があるだろう。

## 5. 1968年デザイン著作権法 (Design Copyright Act 1968)

この法律は、著作権を有する美術作品が、後に工業的に利用されデザインとして実施されたときは、その後はデザインを第三者が実施しても、その限りにおいて著作権者は著作権にもとづく権利行使はできない、という著作権の効力を制限した1956年著作権法10条の規定を改正することを目的として、突然国会に提案され成立したのである。“Design Copyright Act, 1968”と呼ばれるこの法律は、次の2か条だけから成り立っている。

### 第1条

(1) 1956年著作権法10条は、次のように修正される。

(a) 1項は全部削除する。

(b) (i)2項(b)において「販売もしくは賃貸のために提供される」の後に、「連合王国またはその他の国において」を挿入する。

(ii)2項(c)は削除する。

(c) 3項は次のように代える。

「(デザインが利用された物品が販売され、賃貸され、販売もしくは賃貸のために提供された最初の日から)15年間の期間が満了した後は、もしそのデザインがいずれかの前記行為がなされた直前に登録されていたとすれば、すべての類似のデザインと物品に及ぶデザイン権(Copyright in industrial design)の範囲に属するような行為をすることは著作権の侵害とならない。

本項で、15年間の期間は、前記(b)で述べた、物品が連合王国または他の国で最初に販売され、賃貸され、または販売もしくは賃貸のために提供された日をもって開始

する 15 年間を意味する。」

(2) 1956 年著作権法の付録第 1 (インダストリアルデザインの虚偽登録) は、次のような修正にしたがって、効力を有する。

(a) 2 項に「この法律の 10 条 1 項は適用しない。」とあるのを削除する。

(b) 3 項の最後 2 行に代えて、「これはこのような手続へのよき防禦である。」とする。

## 第 2 条

この法律は “ the Design Copyright Act ” (デザイン著作権法) として引用される。

この法律によって、1956 年著作権法 10 条による美術作品の著作権の効力に対する制限が、大幅に撤去された。すなわち、1 項(a)(b)及び 2 項(a)に示すような制限が全くなり、2 項(b)のみが残った。したがって、この法律によれば、美術作品をたとえ工業的に物品に利用した実施行為をしても、たとえデザイン登録がなくても、その実施行為の日から 15 年間は、「デザイン著作権」として保護が与えられる。しかし、このような権利も 15 年間を経過すれば消滅する。

1968 年デザイン著作権法は、「ジョンストン勧告」の十分な検討なしに、その勧告とは無関係に制定された。その意味で、登録デザイン法 (1949 年) との関係は調整されていない、不十分な保護制度であった。

## 6 . 1988 年著作権デザイン特許法 ( C D P A 1988 )

6.1 「著作権法とデザイン法に関する委員会」による「フィットフォード・レポート(1977 年)」以来、長い紆余曲折を経てきた英国におけるデザイン保護の議論も、1988 年 11 月に成立した「著作権デザイン特許法 ( Copyright, Designs and Patents Act 1988 ) 」をもって終止符を打った。この新法 CDPA は、1988 年 8 月 1 日から一部を除き施行された。

CDPA は、デザインを保護する方法として、従来から存する著作権と登録デザイン権のほかに、「デザイン権 ( Design Right ) 」という新しいデザイン保護制度を導入した。このデザイン権とは、一定のデザインを登録なしに排他的に保護するものである。

CDPA によると、デザイン ( design ) は次の 3 つの方法によって保護されることになる。



- (1) 著作権による保護 (51 条 ~ 53 条)
- (2) デザイン権による保護 (213 条 ~ 264 条)
- (3) 登録デザインによる保護 (265 条 ~ 273 条)

デザインのこのような新しい保護方法に加えて、新たにタイプフェイス (typeface) が著作権によって保護されることになった (54, 55 条)。

## 6.2 著作権によるデザインの保護

(1) CDPA の第 1 部は「著作権」に関する部で、その第 3 章は著作物が存するにもかかわらず著作物に対し第三者が無断で複製することを許される行為として、第 51 条は次の場合について規定する。

1) 美術作品またはタイプフェイス以外のものに関するデザイン (design) から物品を製作したり、そのデザインから製作された物品をコピーすることは、そのデザインを記載したデザイン文書 (design document) やそのデザインを具現した雛形に関する著作権を侵害することにはならない。

1949 年登録デザイン法によって保護されない“デザイン”でも、もしそれについて図面さえあれば、1956 年著作権法下で著作物として保護されたから、その図面に基づいて製作された物品も著作物の複製物として著作権法によって保護されることが、Dorling vs. Honner Marine, Ltd. and Another 事件 (1964) 以来、判例法として確立していた。

しかし、登録デザイン法で保護される“デザイン”が登録から 15 年間なのに、専ら技術的機能を発揮するとしてデザイン登録を断わられる非デザインが、単に図面が存在するからといって、登録なしに作者の生涯及び死後 50 年間も保護されるということは不合理であるという声が産業界から出ていた。

2) 前項にしたがって、著作権の侵害とならないデザインを一般に提供すること、又は映画、放送又はケーブルプログラムサービスに含むことは、著作権の侵害とならない。

3) 本条において、「デザイン」とは、物品の表面装飾以外の全体又は部分の形状又は外形 (内部・外部を問わず) の様相に関するデザインを意味する。“デザイン文書”とは、図面、記述、写真、コンピュータに蓄積されたデザイン等の形式を問わず、デザインにする記録を意味する。

物品の表面装飾を著作権から除外したのは、そのような表面装飾自体は美術の著作物となるからである。

また、物品の全体のみならず部分についても、また物品の内部についても保護の対象としていることは注目される。

(2)第 52 条は次のように規定する。

1 ) 本条は、著作権者自身又はその被許諾者によって、美術作品が次のように利用された場合に適用する。

( a )美術作品のコピーとして扱われるように、工業的手段によって物品に製作されること、

( b )その物品を英国その他の国で流通におくこと。

2 ) 前記のような物品が最初に販売された年の終りから 25 年の期間後は、何人も、いかなる種類の物品を製作しても又はいかなる種類の物品を製作するためにどのようなことをしても、その美術作品を著作権侵害となることなくコピーすることができる。

3 ) 美術作品の一部のみが前 1 ) 2 ) 項に記載のものに利用された場合は、その部分に関してのみに適用する。

1)This section applies where an artistic work has been exploited,by or with the licence of the copyright owner,by-

( a )making by an industrial process articles falling to be treated for the purposes of this Part as copies of the work,and

( b)marketing such articles,in the United Kingdom or elsewhere.

2)After the end of the period of 25 years from the end of the calendar year in which such articles are first marketed,the work may be copied by making articles of any description,or doing anything for the purpose of making articles of any description,and anything may be done in relation to articles so made,without infringing copyright in the work.

3)Where only part of an artistic work is exploited as mentioned in subsection 1), subsection 2) applies only in relation to that part.

第 52 は、1968 年デザイン著作権法にとって代わる新しい規定である。1968 年法は、

1956年著作権法10条が、著作権者またはその被許諾者が著作権のある美術作品を物品に利用し、その物品の販売等した場合は、その後、第三者がそれと同一の物品を著作権者の許諾を得ずに製作して販売等をして、もはや著作権の効力は及ばないとしていたのを廃止し、登録デザイン法により登録していなくても登録したと同様の15年間は、デザイン著作権として保護するとしていた。

CDPAは、1968年法を廃止し、そのようなものの場合の規定を再び著作権法に組み入れ、物品に利用される美術作品を応用美術作品とみなし、これを通常の著作権に与えられる存続期間ではなく25年間とした。この25年の根拠はベルヌ条約パリ・アクト7条4項にある。これによって、英国はベルヌ条約パリ・アクト7条4項（応用美術作品の保護期間）の規定を充足することができたから、パリ・アクトを批准することになった。

この条項は、漫画キャラクターの商品利用の場合の商品化権に関する規定でもある。英国のこの保護方法は、商品化権問題の解決を考える各国に今後の方向性を与えたといえる。即ち、商品化権問題は応用美術の保護問題として考えるべきであり、安易に著作権法上の純粋美術の著作物の保護問題と同列に考えるべきではないという方向性である。

## 7. わが国著作権法改正への影響

著作権法が保護する「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（著2条1項1号）。このうち、意匠との関係では、美術の範囲に属する著作物が問題になる。この美術の著作物には、「美術工芸品を含むものとする」（著2条2項）から、一品製作品である美術工芸品以外の美術の著作物からの量産品が、著作権法によって保護を受けられるかどうか問題になる。

意匠法が保護する「意匠」とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。」（意2条1項）。

そして、その意匠は「工業上利用することができる」ものでなければならない（意3条1項柱書）。したがって、意匠といわれるためには、人は、量産する物品を前提として、その形状や、その形状に現わす模様・色彩を創作するのであり、量産する物品を離

れて何らかの形状や模様を創作しても、それは意匠法の保護対象とはならないのである。

美術の著作物でありながら同時に意匠でもあるモノは「応用美術品」と呼ばれている。この応用美術品の法的保護の問題を考えることは、現行著作権法の制定時の重要事項の一つであった。この問題について、著作権制度審議会は昭和41年4月20日に、次のような答申書を文部大臣に提出している。

第1案として応用美術について、著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法など工業所有権制度との調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適当と考えられる。

#### (1) 保護の対象

実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。

図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。

#### (2) 意匠法，商標法との間の調整措置

図案などの産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、いったんそれが権利者によりまたは権利者の許諾を得て産業上利用されたときは、それ以後の産業上の利用の関係は、もっぱら意匠法などによって規制されるものとする。

第2案として上記の調整措置を円滑に講ずることが困難な場合には、今回の著作権制度の改正においては以下によることとし、著作権制度および工業所有権制度を通じての図案などのより効果的な保護の措置を、将来の課題として考慮すべきものとする。

(1) 美術工芸品を保護することを明らかにする。

(2) 図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法においては特段の措置を講ぜず、原則として意匠法など工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粹美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。

(3) ポスターなどとして作成され、またはポスターなどに利用された絵画，写真などについては、著作物あるいは著作物の複製として取扱うこととする。

この結果、第1案は意匠権等との関係で総合的な検討を要することから実現困難とな

り、第2案が採用されたのである。

第2案のうち、特に重要なのは(2)項であり、実用品の模様として用いられることを目的として創作されたものでも、それが純粹美術としての性質をも有するものであれば、たとえ意匠法の保護対象となる意匠であったとしても、美術の著作物として著作権法で保護することができるとしたのである。

## むすび

私は、1960年4月に弁理士を職業とする生活を開始して以来、一貫して問い続けてきた問題がデザインをめぐる著作権法と意匠法との交錯関係であり、これをいろいろな視点から、いろいろな場で論文などの方法で発表してきた。しかし、わが国では、この法律関係を取り上げて論じた論文はごく僅かであり、学会においては皆無に近かった。

その中でも、英国の“Russell-Clarke on Industrial Designs” (Sweet & Maxwell) は、英国におけるデザイン保護の変遷の歴史を知るには格好のものであったし、1956年著作権法10条の規定は、私の考え方に裏付けを与えたと思っただけで大きな衝撃を受けた。この解りにくい規定を何度か繰返して読み、私の解釈に間違いのないとの自信を得たとき、わが国には意匠法が存在しているのになぜ著作権法が著作物の商品化に対して口を出すのか、という私の疑問と主張に、英国法は理論的根拠を与えてくれたのであった。このような時に書きあげたのが、パテント誌に1967年9月号から1968年3月号にかけて発表した「インダストリアルデザイン - その美と保護の研究」であった。(参照：牛木理一「デザイン キャラクター パブリシティの保護」悠々社2005に収集)

また、この問題は、1966年4月に提出されたわが国著作権法の全面改正のための著作権制度審議会の答申において「応用美術」の保護の問題として反映し、2つの提案がなされた。しかし、第1案は意匠法等との関係で総合的な検討を要することを理由にすぐの実現は困難とされ、第2案が採用されることになった。第1案とは、正に英国の1956年著作権法10条のような規定を導入する著作権の効力の制限に関するものであった。

著作権法と意匠法との交錯する関係が問題となる時、いつも中心的役割を演ずる作品は、漫画やアニメに登場するキャラクターである。このキャラクターの商品利用の法

律問題は、商品化権として文化業界と産業界との間に常に旋風を巻き起しているが、わが国でも問題となった「ポパイ」事件は、すでに 1930 年代に英国において訴訟事件となっていたのであり、この事件の貴族院判決（1941）は、英国において 1956 年著作権法 10 条による著作権の効力の例外規定を制定する契機を与えた。その意味で、英国における著作権法の歴史の一面は、商品化権問題とデザイン保護問題とともに展開してきたといえるのであり、この 2 つの問題の間をとりもつキーワードは「応用美術（applied art）」であった。

しかし、その後、1968 年デザイン著作権法を経て 1988 年 C D P A 52 条にまで至っているが、これが応用美術の保護のあり方を考える理想的な法のかたちであり、産業と文化にまたがる商品化権問題の妥当な結論ではないかと、私は考えている。

#### 講師の関係文献

- (1)「英国における商品化権の歴史」小野昌延先生古稀記念論文集 911 頁( 青林書院 2002 )
- (2)「意匠法と著作権法の間（英国の考え方を中心に）」意匠法の研究（四訂版）  
309 頁（発明協会 1994）
- (3)「ポパイ事件の著作権法学的考察(1)(2)」パテント 1977 年 3～4 月号
- (4)「英国の新しいデザイン保護制度(上)(中)(下)」パテント 1989 年 4～6 月号
- (5)「英国の新しいデザイン保護体制」ジュリスト 944 号 94 頁（1989）